

神奈川県立えびな学校における取組について

県教育委員会が策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」における取組の一つとして、学校閉庁日の設定を目標としています。
本校では、以下のとおり取り組むことといたしましたのでお知らせします。
保護者・地域のみなさまのご理解、ご協力をお願いします。

■本校における基本的な勤務時間について

8時30分から17時まで（ただし週休日（土曜日、日曜日）、休日を除く）。

■本校における学校閉庁日の設定について

<令和6年度> 8月13日（火曜日）、14日（水曜日）、15日（木曜日）および
12月27日（金曜日）と令和7年1月6日（月曜日）に設定します。

■保護者・卒業生・地域のみなさまへのお願い

●学校閉庁日期间中は、学校業務は行いません。また、学校の固定電話は繋がりませんので、ご了承ください。

■問合せ先

<学校閉庁日に関することについて>

神奈川県教育委員会行政部教職員企画課企画労務グループ

電話：045（210）8138（直通）

ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/index.html>

<学校に関することについて>

神奈川県立えびな支援学校

電話：046（292）5612（直通）

ホームページ：<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/ebina-sh/>

神奈川県教育委員会は 神奈川の教員の働き方改革を推進しています！



県教育委員会は、現場の教員や学校長、学識者などの意見や国の動向を踏まえ、教員が心身ともに充実して、子どもたちと向き合う時間を確保するために、教員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示した「神奈川の働き方改革に関する指針」を策定しました。

この指針に基づき、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、教員一人ひとりが子どもたちと向き合う時間を確保することで、神奈川の教育の質の一層の向上を図ります。

神奈川県教育委員会